



「まん延防止等重点措置」1/21(金) 適用

長岡市

市内飲食店に時短営業協力の訪問を実施

政府により、本県全域に「まん延防止等重点措置」が適用され、飲食店への営業時間短縮及び酒類提供の禁止などの要請が発出されました。

これまで時短要請の対象にならなかった酒類を提供していない飲食店等が対象となることから、長岡市は状況確認の見回りや店舗へ訪問するなどの要請活動を行います。

つきましては、下記のとおり概要をお知らせしますので、ぜひ周知にご協力くださいますようお願いいたします。

まん延防止等重点措置の適用に伴う要請

1 主な要請内容（詳細は別紙のとおり）

要請 期間	1月21日（金）0時～2月13日（日）24時（24日間） ※準備等、やむを得ない事情がある場合は、1月24日（月）0時までに協力を開始
対象 施設	食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗（約1,800店舗） ※結婚式場、居酒屋、バー、カラオケボックス等を含む ※宅配・テイクアウトサービスは除く <u>今回の要請は、酒類を提供しない飲食店にも対象が拡大されています。</u>
要請 内容	1 時短要請等 ①営業時間を5時から20時までとし、 <u>酒類の提供を行わないこと</u> （利用者の持込を含む） ※「にいがた安心なお店応援プロジェクト認証店」は、②を選択することも可能 ②営業時間を5時から <u>21時まで</u> とし、 <u>酒類の提供は20時まで</u> に限ること（利用者の持込を含む） 2 人数の制限 同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内とすること
協力金	・国の取扱いに基づき、売上高又は売上高の減少額に応じて額を決定 ・支給額は60万円（2.5万円×24日）から最大180万円（7.5万円×24日）まで ※売上高減少額方式は別途計算（最大480万円） ・申請期間 要請期間終了後から申請受付開始（2月14日予定）

- 2 要請活動
- ・全対象事業者へ、要請文、店頭ポスター等を1月20日（木）に発送。
 - ・感染症対策と時短協力等の状況確認の見回りを日中・夜間に実施。
 - ・日中の見回りは、新たに対象となった飲食店等を中心に実施。
（1月21日（金）は、アオーレ長岡ナカドマを午後4時に出発。）

- 3 事業者 事業者向け総合相談窓口 TEL0258-39-1238
専用ダイヤル
- ・協力金の申請準備や、「長岡市飲食・サービス応援給付金」等の事業者支援制度の問合せに対応します。

問い合わせ：産業支援課

TEL 0258-39-2222